

1999（平成11）3月9日

弁護士 坂 和 章 平

（本文中の資料は掲載を省略しました）

第1. 法律的なものの考え方アラカルト

1. 証拠による事実認定

「水を入れたコップがある。ここに葉っぱを入れたら浮き、石を入れたら沈む」という言い方は正しいか？

2. 「疑わしきは罰せず」の考え方とオウム事件

3. 「少年法の理念」と少年A事件

4. 「大岡裁き」と「ソロモン王の裁き」の異同

5. 陪審制を考える

- 1) 市民の義務、市民から選ばれた陪審員
- 2) 法廷での証拠のみに基づいて判断
- 3) 職業裁判官制度との優劣

第2. 法的事実と生の事実との仕分け

1. 法律の意味における「主張」「立証」とは？

——争点整理の重要性——

2. 紛争の構造

- ① Aも自分の主張する事実が真実だと主張
- ② Bも自分の主張する事実が真実だと主張
- ③ このように本来1つであるべき真実がくいちがうところを
証拠にもとづいて、事実認定をするのが法的事実認定

3. 争点の特定 = 争点整理

= 争いのない事実と争いのある事実の仕分け

4. 争点判断のために必要な事実（主要事実、間接事実、事情）

と無関係な事実との仕分け

5. 争点についての主張と立証の重要性（=争点以外の主張の展開はかえって不利？）

6. 立証責任という考え方

ex.) 貸金あり

弁済した

不貞行為あり

認知せよ

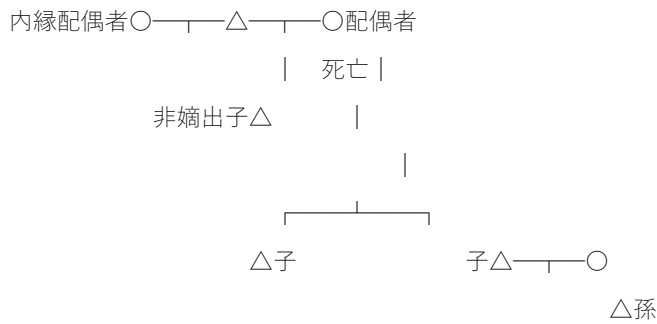
はどちらに立証責任があるか？

第3. ワンポイントアドバイス

1. 相続分

- 1) 相続人（民887・889・890）、相続分（民900）、代襲相続（民887）、





- ① 法定相続人・・・資料 1)
- ② 代襲相続
- ③ 嫡出子と非嫡出子（婚姻外の子、ex. 愛人の子、認知）—資料 3)
- ④ 配偶者と内縁の配偶者
- ⑤ 胎児の相続権（民 8 8 6）・・・資料 2)
- ⑥ 養子の相続権

2) 遺留分（民 1 0 2 8）、遺留分の生前放棄（民 1 0 4 3）・・・資料 4)

3) 相続人の不存在（民 9 5 1）・・・資料 5)

特別縁故者への分与（民 9 5 8 の 3）、国庫帰属（民 9 5 9）

4) 養子の相続分

①生前に孫を養子にするケースの意味。数は何人でも OK か？

・・・資料 6)の 1

②相続資格重複・・・資料 6)の 2

2. 遺産分割

1) 遺産分割協議（民 9 0 6 ・ 9 0 7）

2) 寄与分（民 9 0 4 の 2)

3) 共有か、現物分割か

4) 遺産分割の調停——十分機能しているか？

（産経新聞連載「裁判所の窓から」）

3. 相続の承認・放棄

1) 承認・放棄の期間（民 9 1 5）

① 熟慮期間 = 3 か月

② その起算点 = 「相続人が相続の開始を知った時」から

2) 単純承認（民 9 2 0 ・ 9 2 1）

「法定単純承認」 = 相続人が相続財産の全部または 1 部を

処分したとき

3) 限定承認（民 9 2 2 ～）

4) 相続放棄の手続（民 9 3 8）

家庭裁判所で相続放棄の申述

cf. 相続分なきことの証明・・・資料 7)

5) 相続放棄の効果

= はじめから相続人とならなかったものとみなす

4. 遺言

1) 要式性（民 9 6 0）

2) 普通方式 (民 9 6 7)

・自筆証書 (民 9 6 8)

①自書 ②日付 ③署名・押印 ④加除・訂正

→「保管をどうするか？」が問題

・公正証書 (民 9 6 9)

・秘密証書 (民 9 7 0)

→公正証書遺言がおすすめ！

3) 特別方式

死亡危急時 (民 9 7 6) など

4) 遺言の検認・開封 (民 1 0 0 4) →家庭裁判所にて

○遺言書と書いてあるが、形式不備の場合遺言書として有効か？

○この場合、検認の必要性は？

5) 遺贈・受遺者 (民 9 6 4) および死因贈与 (民 5 5 4) —資料 8)

○遺贈と死因贈与のちがい

→単独行為か契約か

しかし「死因贈与は遺贈に関する規定に従う」(民 5 5 4)

○負担付死因贈与

○死因贈与の取消

6) 遺言執行者 (民 1 0 0 6)

7) 遺言で生命保険の受取人を変更できるか？ (夫が黙って受

取人を妻から愛人に変更する遺言が出てきたら・・・)

○保険契約者は保険金受取人の指定・変更をすることが

できる (商 6 7 5 ①但書)

○受取人を指定・変更したときは保険会社に通知しなければ

保険会社に対抗できない (商 6 7 7 ①)

○論点 = 変更の意思表示は相手方のない意思表示なのか、相

手方に到達の必要のある意思表示なのか？

○結論

・最判 S 6 2. 1 0. 2 9 ——一方的意思表示で変更の効力生じる

・東京高裁 H 1 0. 3. 2 5 ——生命保険の保険金受取人変更の意思表示は、

単独の意思表示として遺言によってすることもで

き、この場合、遺言者 (保険契約者) の死亡によって

保険金受取人変更の効果が生じる

5. 1人ぐらしの老人の財産管理

——高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」の発足—— ……資料 9)

6. 「成年後見制度」の導入 (2 0 0 0 年 4 月)

○「禁治産」制度の抜本的見直し

→「成年後見制度」新設 (百年ぶり大改正)

○「任意後見」制度創設

○「補助」制度創設

○戸籍記載の廃止

……資料 10) の 1、2

7. 介護保険新設の見通し (V S 厚生年金などの制度改正)

・・・資料 11)の 1、2

8. 相続税

1) 課税最低限（遺産に係る基礎控除）

$5000万 + 1000万 \times \text{法定相続人}$

2) 配偶者への税額軽減

3) 生前の相続税対策

4) 生命保険金の受取人への課税